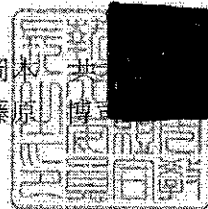


大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市教職員組合 執行委員長 岡本 共
事務職員部長 藤原 博



要 求 書

学校ならびに学校教育をめぐるでは、学校に対する保護者・市民からのニーズは複雑・多様化しており、学校に求められる役割が増大しています。学校が地域・市民に開かれ、情報公開や説明責任を果たしていくうえで、意思決定過程を明確化し、情報管理等を適確に行うことや、地域関係機関等との連携を図る庶務的な事務の重要性が増しており、そこに果たす学校事務職員の役割が一層求められています。そのためには、学校事務職員が学校経営の担い手として学校事務の専門性を高め、学校事務の高度化・機能の拡充を図る必要があります。新たな学校事務職員制度づくりを積極的にすすめるべきではないかと考えています。

学校事務職員の世代交代が急速にすすんでいる一方、学校事務職員は、少数配置であることから、先輩から後輩への知識を継承する機会が少なく、これまで経験・蓄積してきた知識を急速に失うことが危惧されます。積み上げてきた経験・知識は大きな財産です。学校事務職員の間で共有するべく受け継ぐしくみを構築することが必要です。これまでの取り組みとして、学校管理規則及び学校間連携実施要綱の改正を行い、学校間連携を一つの手段として、学校教育の充実・発展に努めてきました。学校間での情報の共有化を行い、子どもに対する教育条件・環境整備、さらには安定した市民サービスを提供することが重要です。そのためには、学校教育法の改正を鑑み、学校現場の実態を踏まえつつ知識を継承・職員を育成するしくみを構築することが必要であると考えます。

以上のことを踏まえ、大阪市教職員組合は、学校事務職員の勤務・労働条件の改善について、次の内容を申し入れますので、大阪市教育委員会として誠意をもって対応されるよう要求します。

記

- 1 学校事務職員の病気休職者、早期退職者等が増加している。当該職員に対する支援体制を確立させるとともに、学校現場の現状把握に努め、業務負担増加に伴う具体的方策を講じること。
- 2 小・中学校及び高等学校に勤務する学校事務職員ならびに学校経営管理センターに勤務する組合員の時間外勤務の状況を示すとともに、労働安全衛生法に基づいた必要な措置を講じること。
- 3 校園ネットワークシステムの整備状況を示すとともに、更新等に必要の予算措置を講ずること。
- 4 学校事務職員の再任用制度について、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、希望する勤務形態を尊重すること。また職責に応じた制度となるよう必要な措置を講じること。
- 5 臨時的任用職員の給与・勤務労働条件について、地公法 24 条の趣旨を踏まえるとともに、処遇の改善を図ること。とりわけ、病気休職や育児休業の代替措置の状況を示すこと。また、会計年度任用職員の導入にあたっては、制度設計を早急に明らかにすること。
- 6 学校経営の機能の強化と活性化を図るため、具体的な方策を講じること。また「学校管理規則」「学校財務取扱要綱」「学校間連携実施要綱」に基づいた学校事務のより一層効果的な運営を図ること。とりわけ、現状の学校間連携に対する課題検証及び総括を行い、主体的に具体方策を実施すること。
- 7 学校事務職員の任用制度等について、学校事務職員の職能形成・資質向上に繋がるよう改善すること。とりわけ、学校間連携実施要綱に定められた「事務主幹の総括的役割の職」設置に基づき、これまでの学校間連携の実態を踏まえ、必要な措置を講じること。
- 8 学校事務職員の新規採用者について、長期的展望をもった採用計画に基づき、今後の学校教育へのさらなる発展に向け、具体的方策を講じること。

以上